

城陽市文化・スポーツ施設等の次期指定管理者の募集について

1 募集の目的

指定管理者の能力と特性を活用し、利用者へのサービス向上や施設の効率的かつ効果的な管理運営を行うとともに、福祉の増進を図ることを目的に、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び各施設の条例の規定に基づき指定管理者を募集する。

2 募集施設・募集方法

募集施設	募集方法
(1) 文化・スポーツ施設	
文化パーク城陽	一括で公募
城陽市総合運動公園スポーツゾーン	
城陽市総合運動公園駐車場(第1駐車場)	
城陽市立市民運動広場	
城陽市立市民プール	
(2) 総合運動公園レクリエーションゾーン及び宿泊施設	
城陽市総合運動公園レクリエーションゾーン	一括で公募
城陽市総合運動公園駐車場(第2・第3駐車場)	
アイリスイン城陽	
プラムイン城陽	

3 指定期間

令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日から令和 1 1 年(2029 年) 3 月 3 1 日まで

4 管理業務の範囲

施設の使用許可、事業の実施、施設及び設備の維持管理等

5 管理に要する経費等

(1) 文化・スポーツ施設

施設等使用料は市の収入とする。市は、管理業務に要する経費を指定管理料として支払う。

(2) 総合運動公園レクリエーションゾーン及び宿泊施設

総合運動公園レクリエーションゾーンの使用料は市の収入とする。市は、管理業務に要する経費を指定管理料として支払う。

宿泊施設の利用料金は指定管理者の収入とし、原則、本施設の管理業務に要する経費は、施設利用料金でまかなうものとする。ただし、市が必要と認める修繕等に要する経費は指定管理料として支払う。また指定管理者は、年度協定書に定める営業料を市に納付する。

6 応募資格

法人その他の団体であって、令和6年3月31日時点で5年以上、類似施設の指定管理者の経験を有するもの。

7 スケジュール

①募集	令和5年8月1日～9月29日
②選定	10月～11月
③選定結果の通知	11月下旬
④指定管理者の指定（第4回定例会議決）	12月下旬
⑤協定の締結	令和6年3月下旬
⑥施設管理の開始	4月1日

8 選定方法等

選定委員会を設置して、書類審査及びヒアリング等を実施し候補者を選定

「審査項目」・管理運営の基本方針

- ・ 施設の設置目的の効果的な達成、平等な利用の確保
- ・ 管理体制（組織体制・職員配置・緊急時の対応等）
- ・ 効率的な施設管理（管理経費の縮減・利用促進）
- ・ 申請団体の実績

9 指定管理者の指定

市議会の議決を経て指定管理者に指定